

# 尾張旭市建築物耐震改修促進計画 (改定版)

令和3 (2021) 年3月 策定  
令和8 (2026) 年3月 改訂  
尾張旭市

# 目 次

第1章 はじめに	1
1.1 計画改定の背景	1
1.2 計画の位置づけ	5
1.3 本市における地震規模の想定	6
第2章 計画の基本的事項	8
2.1 対象区域	9
2.2 計画期間	9
2.3 対象建築物	10
2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路	13
第3章 建物の被害想定と耐震化の現状	15
3.1 地震による建物の被害想定	15
3.2 住宅及び建築物の耐震化の状況	15
3.2.1 住宅の耐震化の状況	16
3.2.2 多数の者が利用する建築物の状況	17
3.2.3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の状況	17
3.2.4 通行障害既存耐震不適格建築物の状況	17
第4章 今までの耐震化・減災化促進への取り組み状況	19
4.1 耐震化促進のための支援制度	19
4.2 減災化促進のための支援制度	19
4.3 補助制度の啓発と周知を目的としたPR活動	20
4.4 耐震化・減災化促進への取り組みの評価	20
第5章 耐震化における現状の問題点と取り組みに向けた方針	22
5.1 現状における問題点	22
5.2 今後の取り組みに向けての方針	24
第6章 耐震化・減災化促進の基本的な方策	25
6.1 耐震化・減災化促進体制の構築	25
6.1.1 耐震化・減災化促進に対する市の取り組み	25
6.1.2 耐震化・減災化促進の連携体制	26
6.2 重点的に耐震化を進める区域	27
第7章 耐震化・減災化促進の具体的な施策	29
7.1 施策の体系	29
7.2 住宅の耐震化の促進	30
7.3 住宅の減災化の促進	35
7.4 建築物の耐震化の促進	37
7.4.1 市が所有する建築物の耐震化状況	37
7.4.2 民間が所有する建築物の耐震化促進	37
7.5 建築物の減災化の促進	38
7.6 耐震化・減災化に向けた国、愛知県との連携	39
第8章 計画達成に向けて	41

# 第1章 はじめに

---

## 1.1 計画改定の背景

近年、各地で断層型を含む大小さまざまな地震が頻発しており、尾張旭市（以下「本市」）も、東海・東南海・南海地震三連動地震や猿投―高浜断層帯地震（内陸型地震）、南海トラフ地震による被害の恐れがあります。

平成17年3月、中央防災会議は「東海・東南海・南海地震に関する地震防災戦略」を策定し、今後10年間で死者数と経済被害額を半減する目標を掲げ、住宅・建築物の耐震化を最重要課題として、耐震化率90%を目指す方針を示しました。同年9月には「建築物の耐震化緊急対策方針」が示され、建築物の耐震化が国家的な緊急課題とされました。これを受け、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」）が改正され、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」）が示されました。

愛知県では平成19年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」を策定し、平成27年度までに住宅・建築物の耐震化率90%を目標としました。

その後、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、令和2年度までに住宅の耐震化率を95%にすることが目標とされましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、複数のプレートが連動した巨大地震により甚大な被害が発生しました。これを受け、平成24年8月には中央防災会議が南海トラフ地震の新たな被害想定を発表し、愛知県でも最大の影響を想定した対策が検討されました。

また、平成24年3月には耐震化率95%を目標とする「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」が策定され、平成25年11月の耐震改修促進法改正を踏まえ、平成26年3月に一部改定が行われました。

しかし、令和2年度の目標は達成できず、耐震化をさらに推進するため、愛知県では令和2年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2030）」（以下「減災プラン」）を策定し、令和7年度までに耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅の概ね解消することを目標としました。

本市では、平成20年3月に「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」）を策定し、平成28年3月に一部改定しました。さらに、令和3年3月には「減災プラン2030」の方針や減災の考え方を踏まえ、建築物耐震改修促進計画の見直しを行い、耐震化が必要な建物の把握や現状の確認を進め、建築物の耐震化に加え、人的被害の軽減など減災の視点も取り入れ、本計画の改定版を策定しました。

その後、令和6年1月に能登半島地震が発生し、令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され、改めて防災の重要性が認識されました。愛知県では、新たに目標年次を令和17年度として、耐震性が不十分な昭和56年5月31日以前に着工した住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の概ね解消等を目標とした「減災プラン2035」を策定します。そのため、本市においても国や愛知県の計画と整合を図り、建築物の耐震化を一層推進するため、本計画の改定を実施することとします。

【近年発生した大規模地震と建築物の耐震改修に係る動向】

主な大規模地震	建築物の耐震改修に係る動向
<p>●兵庫県南部地震 [阪神・淡路大震災] 平成7年1月17日 (M7.3、直下型) 死者：6,434人、行方不明者：3人 負傷者：43,792人 住家被害合計：639,686棟</p> <p>●新潟県中越地震 平成16年10月23日 (M6.8、直下型) 死者：68人、行方不明者：0人 負傷者：4,805人 住家被害合計：121,900棟</p> <p>●福岡県西方沖地震 平成17年3月20日 (M7.0、直下型) 死者：1人、行方不明者：0人 負傷者：1,087人 住家被害合計：8,997棟</p> <p>●能登半島地震 平成19年3月25日 (M6.9、直下型) 死者：1人、行方不明者：0人 負傷者：356人 住家被害合計：29,352棟</p> <p>●新潟県中越沖地震 平成19年7月16日 (M6.8、直下型) 死者：15人、行方不明者：0人 負傷者：2,345人 住家被害合計：42,010棟</p>	<p>■「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の施行（平成7年12月）</p> <p>■住宅・建築物の地震防災推進会議の設置（平成17年2月）</p> <p>■中央防災会議「東海・東南海・南海地震に関する地震防災戦略」決定（平成17年3月） ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標</p> <p>■中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定（平成17年9月） ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施</p> <p>■特別国会「改正耐震改修促進法」の成立（平成17年10月）</p> <p>■「改正耐震改修促進法」の公布（平成17年11月）</p> <p>■「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）」等の公布（平成18年1月）</p> <p>■「改正耐震改修促進法」の施行（平成18年1月）</p> <p>■「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン 2015）」策定（平成19年3月）</p> <p>■「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」策定（平成20年3月）</p>

●東北地方太平洋沖地震 [東日本大震災]  
平成 23 年 3 月 11 日 (M9.0、海溝型)  
死者：19,335 人、行方不明者：2,600 人  
負傷者：6,219 人  
住家被害合計：1,178,233 棟  
※平成 27 年 9 月 9 日現在消防庁災害対策本  
部発表第 152 報より

●熊本県熊本地方を震源とする地震  
平成 28 年 4 月 14 日 (M6.5、横ずれ断層型)  
死者：273 人  
負傷者：2,809 人  
住家被害合計：206,886 棟  
※平成 31 年 4 月 12 日現在消防庁応急対策室  
第 121 報より

●大阪府北部を震源とする地震  
平成 30 年 6 月 18 日発生 (M6.1、逆断層及び  
横ずれ断層型)  
死者：6 人  
負傷者：462 人  
住家被害合計：61,776 棟  
※令和元年 8 月 20 日現在消防庁応急対策室  
発表第 32 報より

●平成 30 年北海道胆振東部地震  
平成 30 年 9 月 6 日発生 (M6.7、逆断層型)  
死者：43 人  
負傷者：782 人  
住家被害合計：15,978 棟  
※令和元年 8 月 20 日現在消防庁応急対策室  
発表第 35 報より

●令和 6 年能登半島地震  
令和 6 年 1 月 1 日発生 (M7.6)  
死者：698 人 行方不明者：2 人  
負傷者：1,407 人  
住家被害合計：165,563 棟  
※消防庁情報：令和 7 年 12 月 25 日 18:00  
現在より

■「愛知県建築物耐震改修促進計画 (あいち建築減  
災プラン 2020)」策定 (平成 24 年 3 月、平成 26  
年 3 月一部改定)

■改正耐震改修促進法の施行 (平成 25 年 11 月)  
・要緊急安全確認大規模建築物 (不特定多数の方が  
利用する大規模建築物等)、及び要安全確認計画  
記載建築物 (都道府県又は市町村が指定する避難  
路沿道建築物、都道府県が指定する防災拠点建築  
物)の所有者に対し、耐震診断を実施し、その診  
断結果報告を義務付け、所管行政庁がその結果を  
公表

■「尾張旭市建築物耐震改修促進計画 (改定版)」策  
定 (平成 28 年 3 月)

■建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部  
を改正する政令の施行 (平成 31 年 1 月 1 日)  
・通行障害建築物として建物に附属するブロック塀  
等が追加

■「尾張旭市建築物耐震改修促進計画 (改定版)」改  
定 (令和元年 5 月)

■「愛知県建築物耐震改修促進計画 (あいち建築  
減災プラン 2030)」策定 (令和 2 年 3 月、令和 3  
年 3 月一部改定)

■尾張旭市建築物耐震改修促進計画 (改定版)」策定  
(令和 3 年 3 月)

■「愛知県建築物耐震改修促進計画 (あいち建築  
減災プラン 2035)」策定 (令和 8 年 3 月)

■「尾張旭市建築物耐震改修促進計画 (改定版)」改  
訂 (令和 8 年 3 月)

【参考：阪神・淡路大震災の被害状況】

〈人的被害〉

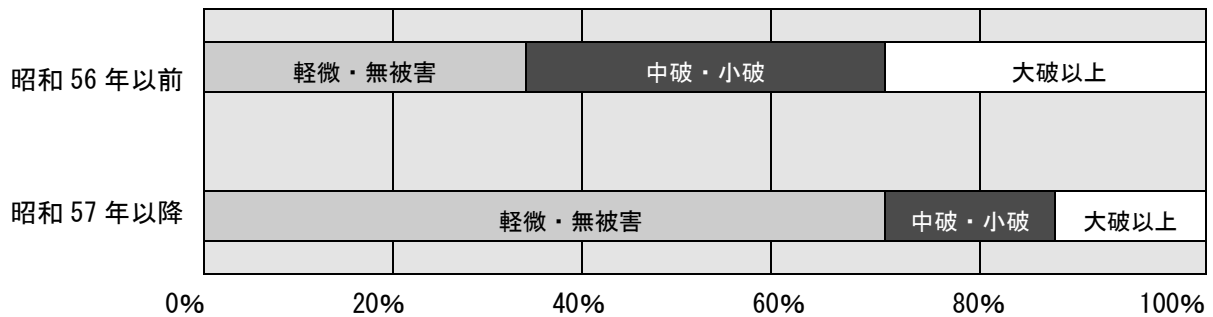
- ・死者数の約9割が住宅の倒壊等によるもの

原因	死者数
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人（88%）
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550人（10%）
その他	121人（2%）
合計	5,502人（100%）

平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ  
 平成17年12月22日現在の死者数は6,434人、全壊住家数は104,906戸（消防庁）

〈建物被害〉

- ・旧耐震基準で建築された建築物に大きな被害



出典：改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説（平成18年2月）

【参考：東日本大震災の被害状況】

〈人的被害〉

- ・死者数の約9割が溺死によるもの（岩手県・宮城県・福島県）

原因	死者数
溺死	14,308人（91%）
圧死・損壊死・その他	667人（4%）
焼死	145人（1%）
不詳	666人（4%）
合計	15,786人（100%）

〈建物被害〉

- ・約12万棟は津波により全壊
- ・地震動により被災した建物は、旧耐震基準で建築された建築物に被害が多い

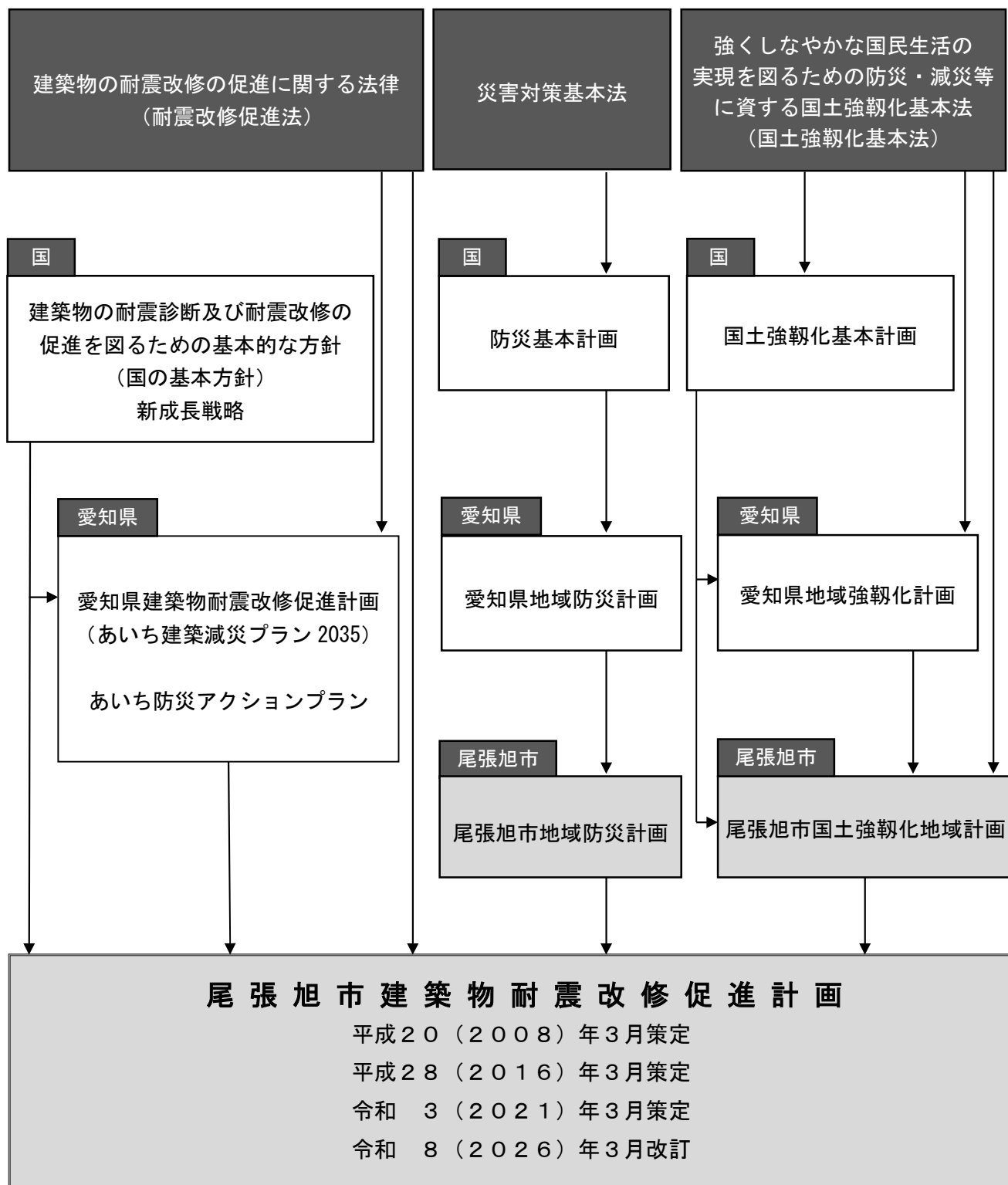
住家被害	棟数
全壊	129,391棟（12%）
半壊	265,096棟（23%）
一部破損	743,298棟（65%）
合計	1,137,785棟（100%）

出典：「東日本大震災記録集」総務省消防庁（平成25年3月）に加筆

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「尾張旭市地域防災計画」及び「尾張旭市国土強靱化地域計画」を踏まえ、本市における住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するための計画として策定するものです。

### 【本計画の位置づけ】



### 1.3 本市における地震規模の想定

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受けて、平成24年8月に中央防災会議において、南海トラフに沿った複数のプレートが連動して発生する南海トラフ地震の被害想定が発表されました。

それに伴い、平成26年5月の愛知県防災会議では、東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、愛知県域に与える影響や発生確率、被害規模から対策を講ずべき対象地震として南海トラフ地震を想定して対策を講じています。本市では、平成26年度において市内各所の地質調査データなどを用い、独自に地震による震度や被害の想定を行いました。

被害が予想される地震として、海溝型地震と内陸型地震の2種類に分類されます。海溝型地震として東海・東南海地震連動地震、東海・東南海・南海地震三連動地震、南海トラフ地震など、内陸型地震として猿投-高浜断層帯地震が想定されています。

このうち、海溝型地震として発生確率が高く被害規模も大きい南海トラフ地震と、発生確率は低いものの被害規模が最大となる内陸型地震の猿投-高浜断層帯地震について、被害想定資料が作成されていることから本計画では、これらの被害想定資料を参考として策定作業を進めるものとします。

#### 【震度分布図】

##### 南海トラフ地震（過去最大）

南海トラフ地震（過去最大）では、市全域で震度5強以上の揺れ、一部地域では震度6弱の揺れが想定されています。

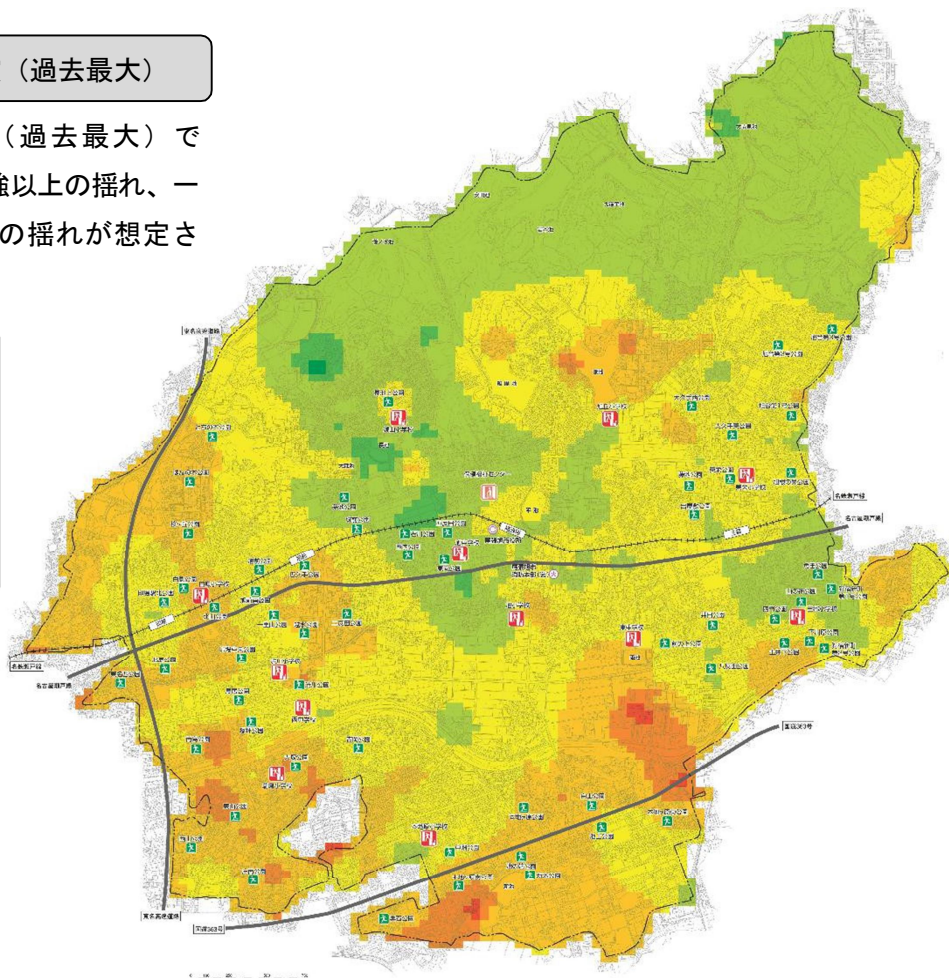
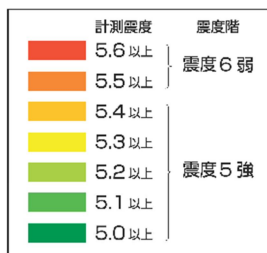


図-1 南海トラフ地震（過去最大）震度階マップ

出典：尾張旭市地震ハザードマップ（平成27年9月）

## 【南海トラフ地震】

トラフとは、深さ 6,000m までの海底のくぼみを意味します。太平洋の水深約 4,000m のくぼみである南海トラフは、海側のフィリピン海プレートが陸側のユーラシアプレートの下に潜り込む場所であり、静岡県の駿河湾から九州にかけて延びています。この南海トラフ沿いでは、過去にマグニチュード 8 クラスの東海地震、東南海地震、南海地震が概ね 100 年～200 年おきに繰り返し起きています。

この 3 つの地震の震源域を中心に広大な範囲で連動して発生する地震を「南海トラフ地震」といい、今世紀半ばまでに発生することが危惧されています。

さらに、昭和東南海地震、昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しているため、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきています。そうしたなかで、南海トラフで発生する地震のうち、過去最大といわれる 1707 年の「宝永地震」（マグニチュード 8.6）は約 300 年前に発生しており、その発生間隔はおよそ 300 年～600 年といわれていることから、宝永クラスの地震をベースとして、1854 年安政東海（マグニチュード 8.4）、1854 年安政南海（マグニチュード 8.4）、1944 年昭和東南海（マグニチュード 7.9）、1946 年昭和南海（マグニチュード 8.0）の揺れや津波高を網羅できるように設定したモデルが「南海トラフ地震（過去最大）」です。

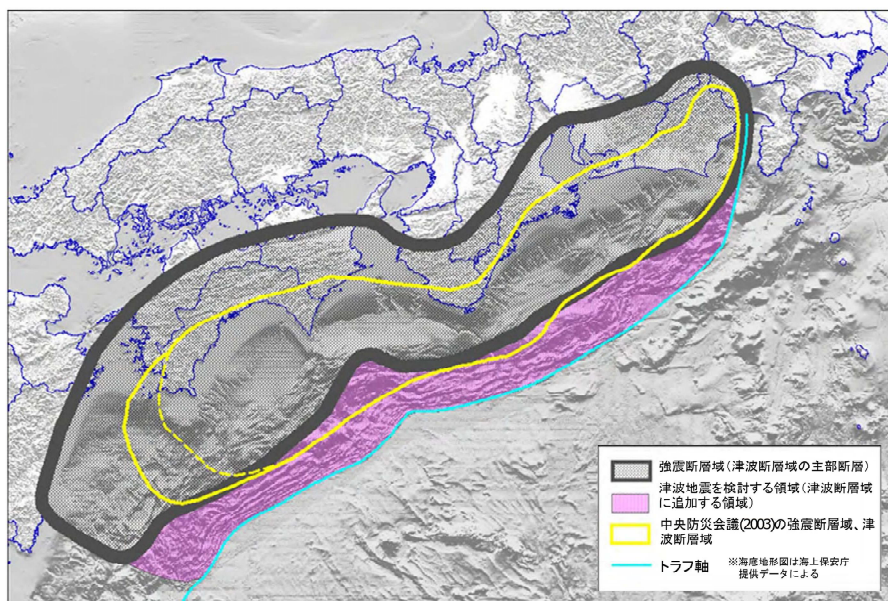


図-2 南海トラフ地震の想定震源断層域

※強震断層域：強い地震の揺れをもたらす領域

※津波断層域：地震の強い揺れは発生しないが、津波が発生する領域

※トラフ軸：一般的には海溝軸と呼ばれる海溝の最深部

出典：南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）（平成 29 年 9 月）

## 【猿投-高浜断層帯】

猿投-高浜断層帯は、豊田市の旧藤岡町から大府市を経て、西尾市に至る全長約 51km の断層帯です。

猿投-高浜断層帯では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.7 程度の地震が発生すると推定されています。平均活動間隔は 40,000 年程度であり、直近の活動時期は約 14,000 年前頃と推測されます。

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、地震による建築物の被害および、それに起因する人命や財産の損失を未然に防ぐことを目的として策定するものです。建築物の耐震化および減災化に向けた取り組みを推進するため、具体的な目標を定め、計画的かつ着実に施策を進めてまいります。

国の基本方針においては、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「首都直下地震緊急対策推進基本計画」、「住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）」に基づき、住宅および多数の方が利用する建築物の耐震化率を、令和2年までに少なくとも95%とすること、また、令和7年までに耐震性が不十分な住宅および耐震診断が義務付けられている建築物を、概ね解消することが目標として示されました。

さらに、令和2年5月に開催された「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」では、平成30年時点での住宅の耐震化率が約87%にとどまっている現状や、南海トラフ地震等の発生が切迫していることを踏まえ、従来以上に行政機関や関係者による積極的な取り組みが求められました。その上で、既存の目標を5年間延長し、令和7年度に耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅の概ね解消を目指すことが提案されました。

この提案を受け、愛知県では令和3年3月に「減災プラン2030」を策定し、以下の3つの目標を掲げました。

目標1：令和7年度までに住宅の耐震化率を95%とし、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消すること。

目標2：令和7年度までに、耐震診断が義務付けられている建築物のうち、耐震性が不十分なものを概ね解消すること。

目標3：住宅および建築物の倒壊による圧迫死を限りなく「ゼロ」に近づけ、人命と社会を守ること。

しかしながら、これまでの取り組みの進捗状況を踏まえると、令和7年度までに耐震化率95%を達成することは困難であると見込まれています。このため、愛知県では計画の見直しを行い、令和8年3月に新たに「減災プラン2035」を策定します。この新たな計画では、各目標の達成期限を5年間延長し、引き続き住宅・建築物の耐震化を着実に推進することとしています。

本市においても、国および愛知県が示す目標の実現に向けて、耐震改修促進法に基づき、耐震化および減災化を計画的に進めていく必要があります。そのため、本計画では、国の基本方針や愛知県の計画を踏まえるとともに、本市において想定される地震の規模や被害状況、市内の耐震化の現状および関連計画を総合的に勘案し、具体的な目標と、それを達成するために講ずべき施策を定めるものです。

## 2.1 対象区域

本計画の対象区域は、**本市全域**とします。

## 2.2 計画期間

本計画の改定にあたり、計画期間は**令和3（2021）年度から令和17（2035）年度**までとして取り組みを行っていきます。

これは国土交通省が「令和17年までに耐震性が不十分な住宅、令和12（2030）年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消する」ことを目標に掲げているためであり、そのため令和3年度から令和12年度の10年間である計画期間を5年間延長します。

なお、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を勘案し、必要に応じて計画内容や目標の見直しを検討します。

## 2.3 対象建築物

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては昭和56年6月に大きく改正されています。改正後の新しい基準によって建築された建物は、その後に発生した阪神・淡路大震災等の地震でも概ね耐震性を有するとされています。

本計画では、対象建築物を昭和56年6月の改正以前に建築された「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物<sup>※1</sup>」、「耐震診断義務付け対象建築物<sup>※2</sup>」とします。

ただし、「耐震診断義務付け対象建築物<sup>※2</sup>」については、本市と瀬戸市にまたがる施設が対象になりますが、既に耐震改修済となっています。

※1 「特定既存耐震不適格建築物」とは下表中①から③にある耐震改修促進法第14条各号に示される建築物のうち、次頁の表の耐震改修促進法施行令第6条第2項各号で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物

※2 「耐震診断義務付け対象建築物」とは、下表に記載のある耐震改修促進法第7条各号に定める建築物である「要安全確認計画記載建築物」及び耐震改修促進法附則第3条各号に定める建築物である「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物には耐震診断が義務付けられ、耐震改修を行う努力義務が課せられている建築物

【対象建築物一覧表】

種 類		内 容		
住 宅		○戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅		
建 築 物	特定既存耐震 不適格建築物 ・耐震診断  (努力義務) ・耐震改修  (努力義務)	○耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、法施行令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物		
		①多数の者が利用する建築物（11頁参照）	耐震改修促進法 第14条第1号	
		②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (12頁参照)	耐震改修促進法 第14条第2号	
		③愛知県建築物耐震改修促進計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (13頁参照)	耐震改修促進法 第14条第3号	
	耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載 建築物 ・耐震診断 (義務付け) ・耐震改修 (努力義務)	○耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの	
			○愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	耐震改修促進法 第7条第1号
			○その敷地が愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限る)	耐震改修促進法 第7条第2号
		要緊急安全確認大規模建築物 ・耐震診断 (義務付け) ・耐震改修 (努力義務)	○その敷地が尾張旭市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限る、上記耐震改修促進法第7条第2号に掲げる建築物であるものを除く)	耐震改修促進法 第7条第3号
			○不特定多数のものが利用する既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法 附則第3条第1号
			○地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法 附則第3条第2号
		○耐震改修促進法施行令で定める危険物であって耐震改修促進法施行令で定める数量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法 附則第3条第3号	

**【特定既存耐震不適格建築物の具体的な要件】**

**① 多数の者が利用する建築物**

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

法 <sup>※1</sup>	法 <sup>※1</sup> 施行令 第6条 第2項	用 途	規 模
第 14 条 第 1 号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
	第3号	学校 幼稚園、小学校等、幼保連携型認定こども園を除く	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅 <sup>※2</sup> （共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
		事務所	
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づける

## ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

法 <sup>※1</sup>	法 <sup>※1</sup> 施行令 第7条 第2項	用途	規模	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン以上	
第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上		
第5号	マッチ	300マッチトン <sup>※2</sup> 以上		
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル以上		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル以上		
第8号	液化ガス	2,000トン以上		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン以上		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン以上		

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位

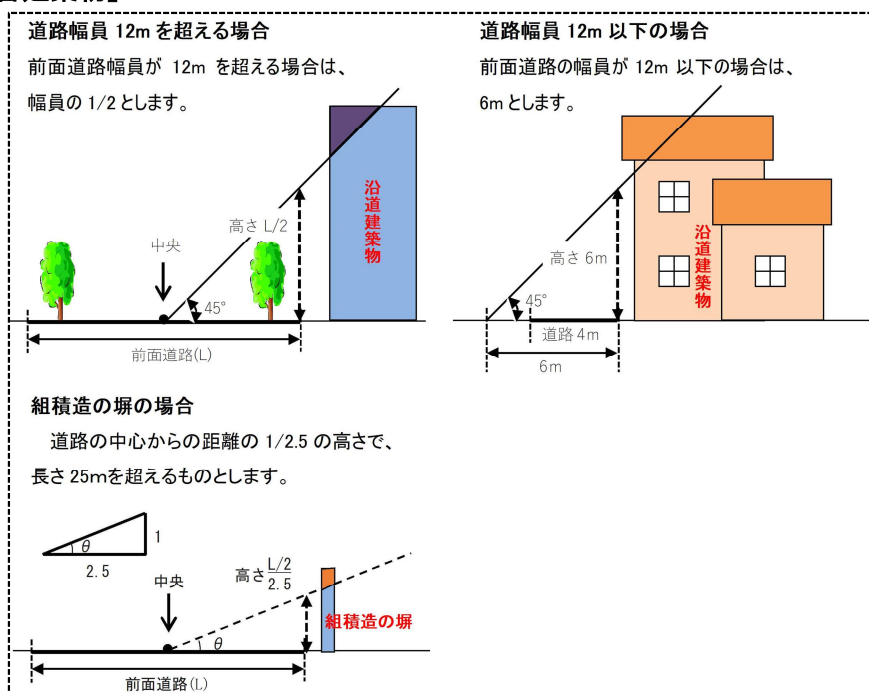
1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で、7,200個、約120kg

### ③ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物とは、次項の「2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える「通行障害建築物」であって既存耐震不適格建築物が対象となります。

また、組積造の塀については、道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるものを対象とします。

#### 【通行障害建築物】



## 2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づく県指定道路、同法第6条第3項第2号の規定に基づく市指定道路）として指定し、道路沿道の建築物の耐震化に取り組みます。

### ●県指定緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に「愛知県地域防災計画」で定められた、第1次、第2次緊急輸送道路とします。

### ●市指定緊急輸送道路

地震等の災害発生時において、県指定緊急輸送道路と対策本部が設置される市役所や指定避難所などを結ぶアクセス道路として「尾張旭市地域防災計画」で定める緊急輸送道路とします。

【地震発生時に通行を確保すべき道路】

区分		路線名	起点	終点
県	第1次緊急輸送道路	東名高速道路	全区間	
	第2次緊急輸送道路	(国)363号	全区間	
		(主)名古屋瀬戸線	全区間	
市	市指定緊急輸送道路 [県道]	(主)春日井長久手線	大字新居字海老蔓 5182-11 地内	(主)春日井長久手線
		(一)松本名古屋線	印場西交差点	(一)松本名古屋線
		(一)篠木尾張旭線	労災病院西交差点	(一)篠木尾張旭線
		(一)上半田川名古屋線	西原町二丁目交差点	(一)上半田川名古屋線
	市指定緊急輸送道路 [市道(幹線)]	巡検道線	大字新居字海老蔓 5182-1439 地内	巡検道線
		瀬戸新居線	白鳳小学校北西交差点	瀬戸新居線
		旭南線	東田橋交差点	旭南線
		平子線	茅池交差点	平子線
		大塚庄南1号線	東山町一丁目交差点	大塚庄南1号線

※第1次、第2次緊急輸送道路は、市域内全区間が対象  
 ※市外の交差点・橋については市の境界までを示す  
 ※(国)：国道、(主)：主要地方道、(一)：一般県道

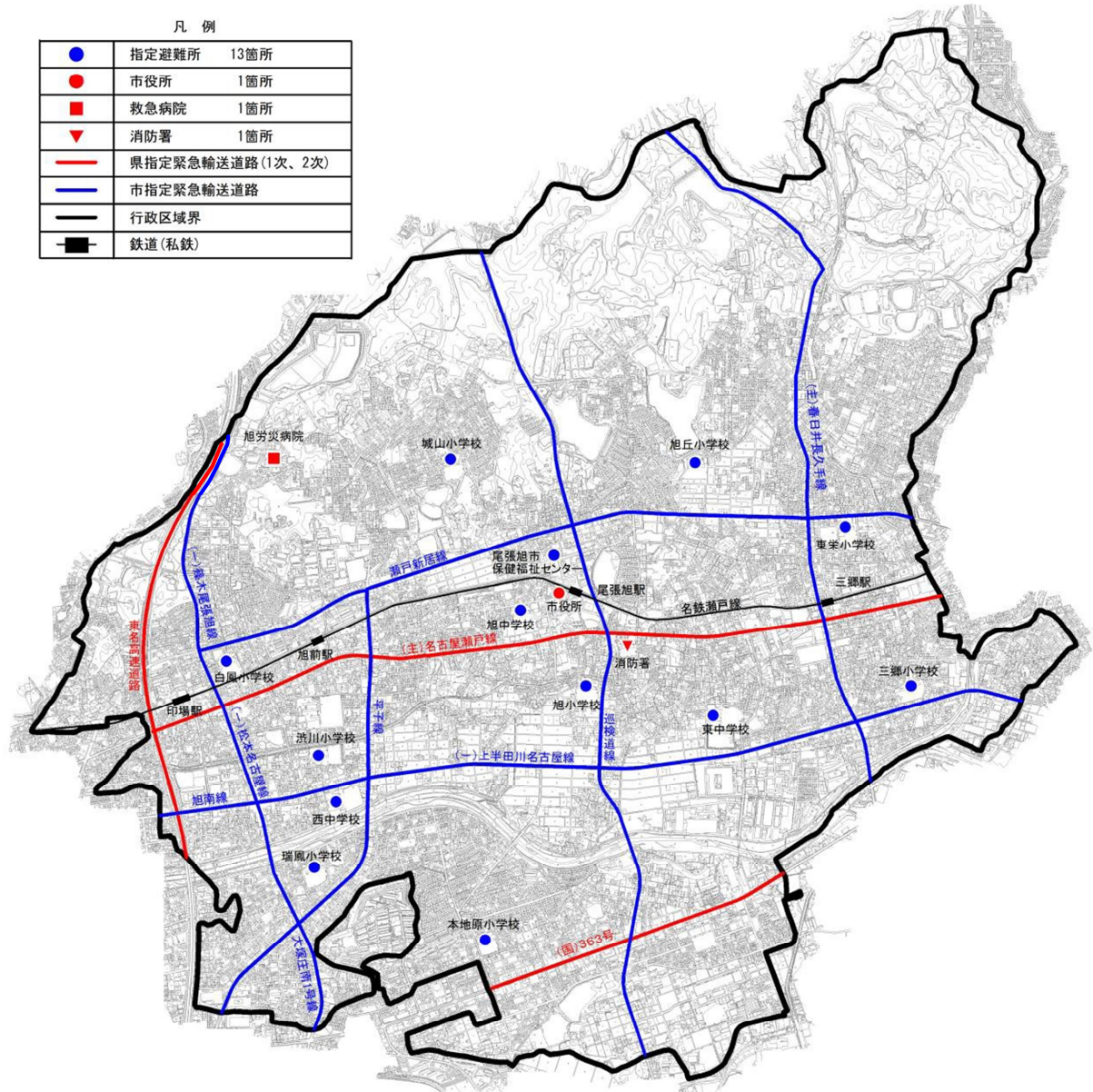


図-3 指定緊急輸送路と指定避難所等

## 第3章 建物の被害想定と耐震化の現状

### 3.1 地震による建物の被害想定

南海トラフ地震（過去最大）が発生した場合、マグニチュード8を超えるとも予想され、愛知県全域に大きな被害をもたらすことが想定されています。

本市においても震度5強以上（一部地域では震度6弱）の揺れが発生し、建物被害や人的被害が予想されています。

また、猿投-高浜断層帯で地震が発生した場合、マグニチュード7.7程度の地震が発生すると予想されます。本市は震源となる断層帯に近いために同断層帯で地震が発生した場合、震度6強以上（一部地域では震度7）の非常に強い揺れと、人的被害、建物被害の発生が想定されています。

南海トラフ地震（過去最大）と猿投-高浜断層帯地震発生時の被害想定結果を、以下に示します。

表-1 尾張旭市における南海トラフ地震（過去最大）の被害想定結果

被害区分		被害者数 (人)	被害区分		被害棟数 (棟)
人的被害	死者	17	建物被害	全壊	418
	負傷者	426		半壊	1,052

出典：尾張旭市地震危険度マップデータ作成業務及び地震被害想定業務委託 報告書（平成27年3月）

表-2 尾張旭市における猿投-高浜断層帯地震の被害想定結果

被害区分		被害者数 (人)	被害区分		被害棟数 (棟)
人的被害	死者	100	建物被害	全壊	2,505
	負傷者	1,915		半壊	3,293

出典：尾張旭市地震危険度マップデータ作成業務及び地震被害想定業務委託 報告書（平成27年3月）

### 3.2 住宅及び建築物の耐震化の状況

建築物の構造耐力（耐震性）に関しては、建築基準法及び同法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。昭和56年6月の改正後の新耐震基準で建築された建築物に対し、改正前の旧耐震基準で建築された建築物（以下「旧耐震建築物」、住宅の場合は「旧耐震住宅」という。）は地震発生時に大きな被害を受けると予想されます。

ここでは、各対象建築物の耐震化状況について、耐震化の進捗状況を示します。

### 3.2.1 住宅の耐震化の状況

本市における住宅の耐震化の状況は、当初計画時から「木造住宅」と「非木造住宅」で整理していました。しかし、令和2年5月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、住宅の耐震化率の算定にあたっては、住宅ストック数が多いことから、よりの確に耐震化の進捗を把握するため、進捗に差異が見られる「戸建住宅」と「共同住宅」ごとに耐震化率を算出する方法が提言されていました。そのため、愛知県では「減災プラン2030」において、国で提言されている算出方法が用いられています。

以上を踏まえ本市においても、本計画では「戸建住宅」と「共同住宅」ごとに住宅の耐震化の状況を整理しました。

令和7年1月時点の住宅総数31,387棟のうち、耐震性があると判断されるものは27,175棟(87%)で、耐震性がないと判断される住宅は4,212棟(13%)と推計されています。

なお、住宅の耐震化率の推移は、当初計画時(平成20年)で69%、旧計画時(平成28年度)で74%、本計画策定時(令和3年)で83%、改訂時(令和8年)で87%と、経年的に向上し、住宅の耐震化は進んでいるといえます。

表-3-1 住宅の耐震化の現状(令和3(2021)策定時)

(単位:棟)

分類	新耐震住宅※1 (耐震性あり) ①※2	②=③+④※2	旧耐震住宅		耐震性の ある住宅 ⑤=①+③	耐震化率 ⑤/(①+②) ×100
			耐震性 あり ③※3	耐震性 なし ④		
戸建住宅	13,738	6,366	1,757	4,609	15,495	77%
共同住宅	8,543	2,284	1,613	671	10,156	94%
合計	22,281	8,650	3,370	5,280	25,651	83%
	30,931					

※1 新耐震基準で建築された住宅

※2 課税台帳を基に建物棟数を算出(令和2年1月1日)

※3 戸建住宅と共同住宅の旧耐震住宅のうち、耐震性ありとした棟数は、住宅土地統計の推計値を採用  
(戸建住宅:27.6%、共同住宅:70.6%)

表-3-2 住宅の耐震化の現状(令和8(2026)改訂時)

(単位:棟)

分類	新耐震住宅※1 (耐震性あり) ①※2	②=③+④※2	旧耐震住宅		耐震性の ある住宅 ⑤=①+③	耐震化率 ⑤/(①+②) ×100
			耐震性 あり ③※3	耐震性 なし ④		
戸建住宅	14,987	5,345	1,699	3,646	16,686	82%
共同住宅	8,959	2,096	1,530	566	10,489	95%
合計	23,946	7,441	3,229	4,212	27,175	87%
	31,387					

※1 新耐震基準で建築された住宅

※2 課税台帳を基に建物棟数を算出(令和7年1月1日現在)

※3 戸建住宅と共同住宅の旧耐震住宅のうち、耐震性ありとした棟数は、住宅土地統計の推計値を採用  
(戸建住宅:28.6%、共同住宅:73.0%)

### 3.2.2 多数の者が利用する建築物の状況

市内には、多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物）うち、旧耐震建築物で耐震性がないと判断される建築物は本計画策定時（令和3年）で25棟、改訂時（令和8年）で21棟と推計されています。また、当初計画時から、建築物の耐震化が進み、特に公共建築物は、全ての建築物が耐震性ありとなっています。

表-4-1 多数の者が利用する建築物の現状（令和3（2021）策定時）

（単位：棟）

分類	対象建築物(旧耐震建築物)	
	耐震性あり	耐震性なし <sup>※2</sup>
公共建築物	41	0
うち市有建築物	27	0
民間建築物 <sup>※1</sup>	25	25
合計	66	25

※1 民間建築物の旧耐震建築物は、耐震性の有無が正確に把握できないため「耐震性なし」に分類

※2 耐震性なしには耐震診断を行っていないものも含む

※課税台帳を基に建物棟数を算出(令和2年1月1日現在)

表-4-2 多数の者が利用する建築物の現状（令和8（2026）改訂時）

（単位：棟）

分類	対象建築物(旧耐震建築物)	
	耐震性あり	耐震性なし <sup>※2</sup>
公共建築物	41	0
うち市有建築物	27	0
民間建築物 <sup>※1</sup>	21	21
合計	62	21

※1 民間建築物の旧耐震建築物は、耐震性の有無が正確に把握できないため「耐震性なし」に分類

※2 耐震性なしには耐震診断を行っていないものも含む

※課税台帳を基に建物棟数を算出(令和7年1月1日現在)

### 3.2.3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の状況

本市における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物）うち、旧耐震建築物は本計画策定時（令和3年）で8棟、改訂時（令和8年）で6棟となっています。

表-5-1 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状（令和3（2021）策定時）

（単位：棟）

分類	対象建築物（旧耐震建築物）
危険物貯蔵・処理施設	8

※課税台帳を基に建物棟数を算出(令和2年1月1日現在)

表-5-2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状（令和8（2026）改訂時）

（単位：棟）

分類	対象建築物（旧耐震建築物）
危険物貯蔵・処理施設	6

※課税台帳を基に建物棟数を算出(令和7年1月1日現在)

### 3.2.4 通行障害既存耐震不適格建築物の状況

本市には、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物）うち、旧耐震建築物で耐震性がないと判断される建築物は本計画策定時（令和3年）で8棟、改訂時（令和8年）で7棟と推計されています。

また、旧耐震建築物で耐震性がないと判断される建築物のうち、県指定緊急輸送道路沿道に3棟、市指定緊急輸送道路沿道に4棟が立地しています。

表-6-1 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状（令和3（2021）策定時）  
（単位：棟）

分類	対象建築物（旧耐震建築物）
県指定緊急輸送道路	4
市指定緊急輸送道路	4
合計	8

※課税台帳を基に建物棟数を算出（令和2年1月1日現在）

表-6-2 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状（令和8（2026）改訂時）  
（単位：棟）

分類	対象建築物（旧耐震建築物）
県指定緊急輸送道路	3
市指定緊急輸送道路	4
合計	7

※課税台帳を基に建物棟数を算出（令和7年1月1日現在）

なお、本市には、建物に附属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等（耐震改修促進法施行令第4条第2号に規定する建築物）は、図上計測や現地調査を踏まえ0箇所となっています。

表-7-1 ブロック塀等の現状（令和3（2021）策定時）

（単位：箇所）

分類	対象建築物（通行障害建築物）
ブロック塀等	0

表-7-2 ブロック塀等の現状（令和8（2026）改訂時）

（単位：箇所）

分類	対象建築物（通行障害建築物）
ブロック塀等	0

## 第4章 今までの耐震化・減災化促進への取り組み状況

---

本市では、住宅及び建築物の耐震化促進を図るため、旧耐震基準で建築された民間木造住宅を対象とした支援を実施してきました。また、毎年、対象住宅の所有者に対して支援制度を周知するためのPR活動を継続して行っています。

### 4.1 耐震化促進のための支援制度

#### (1) 民間木造住宅耐震診断の実施

昭和56年5月31日以前に着工した2階建て以下の民間木造住宅に対して、専門家による無料の耐震診断と、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行ってきました。この無料耐震診断は、平成14年度より実施しています。

#### (2) 民間木造住宅耐震改修工事費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性に問題があると判断された住宅に対して、耐震改修工事を実施する場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成15年度より実施しています。

#### (3) 戸建住宅除却費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性に問題があると判断された戸建住宅について、除却工事を実施する場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成30年度より実施しています。

#### (4) 代理受領制度

建物所有者等（申請者）が本市の補助金を受けて耐震等関連事業（耐震改修工事等）を行う場合に、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除されます。この制度は、令和2年度より実施しています。

### 4.2 減災化促進のための支援制度

#### (1) 民間木造住宅の段階的耐震改修工事費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性が著しく劣ると判断された住宅に対して、耐震改修工事費の負担軽減を図るため、改修工事を2段階に分けて行う場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成26年度より実施しています。

#### (2) 耐震シェルター整備費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性が著しく劣ると判断された住宅を対象として、高齢者や障がい者が居住する住宅において、住宅の倒壊から人命を守るため、寝室等の個室をシェルターとして補強する場合に、工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成26年度より実施しています。

### (3) ブロック塀等撤去工事費の補助

道路又は公共施設の敷地に面するブロック塀等に対して、撤去及び処分に要する工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成 30 年度から実施しています。

## 4.3 補助制度の啓発と周知を目的としたPR活動

本市では、住宅の耐震化を促進するため、補助制度の周知を目的としたPR活動を行うとともに、市民の関心を高めるためのPR活動を毎年行ってきました。

### (1) 補助制度の周知を目的としたPR活動

民間木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事費の補助制度については、毎年、市の広報に記事を掲載してきました。また、対象となる住宅の所有者に対しては、ダイレクトメールを郵送するなど、耐震診断希望者や補助制度の利用者募集も行っています。

### (2) 市民の耐震化への関心を高めるためのPR活動

市民の耐震化への関心を高めるため、「尾張旭駅前にぎわいフェスタ」で耐震についてのPR活動を行ってきました。また、市のホームページに無料耐震診断や耐震改修工事費の補助制度についての情報を掲載しています。

## 4.4 耐震化・減災化促進への取り組みの評価

### (1) 民間木造住宅耐震診断の実施件数

平成 28 年 3 月に策定された本計画の計画期間である令和元年度現在（以下「旧計画期間」という。）までに、市の無料耐震診断を受けた棟数は 207 棟あり、202 棟の住宅について耐震性に問題があると判断されています。

### (2) 民間木造住宅耐震改修費補助制度による補助件数

耐震改修費補助制度を利用して耐震改修を行った住宅は、旧計画期間中に 15 棟ありました。これは、同期間に耐震診断を受け、耐震性に問題があると判断された 202 棟のうち、約 7.5%の住宅が耐震改修費の補助を受けて工事を行っている計算となります。

### (3) 戸建住宅除却費補助制度による補助件数

戸建住宅除却費補助制度を利用して除却工事を行った住宅は、旧計画期間中に 6 棟ありました。

### (4) 民間木造住宅の段階的耐震改修工事費補助制度による補助件数

段階的耐震改修工事費補助制度を利用して段階的な耐震改修を行った住宅は、旧計画期間中に 2 棟ありました。

(5) 耐震シェルター整備費補助制度による補助件数

耐震シェルター整備費補助制度を利用して、住宅内の個室への耐震シェルターを整備した住宅は旧計画期間中に 5 棟ありました。

(6) ブロック塀等撤去工事費補助制度による補助件数

ブロック塀等撤去工事費補助制度を利用して、撤去及び処分に要する工事を行ったブロック塀等は旧計画期間中に 30 件ありました。

(7) PR活動の実施状況

旧計画期間中に旧耐震基準で建築された民間木造住宅に対して、5,000 通以上のダイレクトメールを送付しました。

また、市の広報やホームページにおいて住宅の耐震化についての情報提供や、市のイベントにおけるPR活動の推進を図りました。

(8) 公共建築物の耐震改修状況

旧計画時において、全ての施設で耐震化が完了しました。

(9) まとめ

本市では、旧耐震基準で建築された民間木造住宅への無料耐震診断、耐震改修費補助、除却費補助、段階的耐震改修費の補助、耐震シェルターの整備費補助、ブロック塀等撤去工事費の補助やPR活動などの対策を行ってきました。また、令和2年度からは、新たに代理受領制度を始めるなど支援を強化してきました。

そのため、これらの補助制度等の適用効果により、住宅の耐震化率は、当初計画時の69%から87%と15年間で18ポイント上昇していますが、近年、耐震診断や耐震改修費補助の件数が減少傾向にあることから、新たな施策を打つなど、引き続き耐震化・減災化を促進していきます。

## 第5章 耐震化における現状の問題点と取り組みに向けた方針

### 5.1 現状における問題点

民間住宅の耐震化促進は、市町村のみならず、愛知県や国もさまざまな取り組みを実施していますが、思うように耐震化が進展していない状況にあります。

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室が令和元年10～11月に実施した「住宅の耐震化に関するアンケート調査」によると、耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由として、「費用負担が大きい」や「古い家にお金をかけたくない」、「耐震化しても大地震による被害は避けられない」などといった意見が多数を占めています。

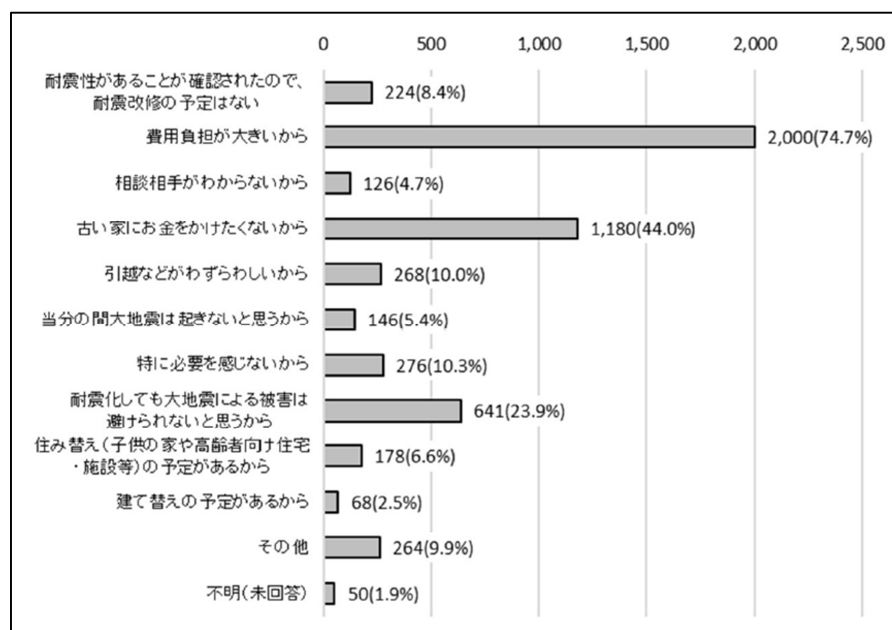


図-4 耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由（旧耐震住宅に限る）

出典：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ参考資料（令和2年5月）

また、本市でも、平成27年8月に耐震化の進捗状況を把握すべく、平成22年度から平成26年度の5年間に市の無料木造耐震診断を受けた所有者304人に電話で調査を行いました。その結果、既に自己改修で耐震化した所有者もありましたが、大半は耐震化が未実施という状況でした。

その多くが、上記の「住宅の耐震化に関するアンケート調査」の結果と同様の理由で、「耐震性に問題があることは意識しているものの、改修費用の負担が大きすぎて耐震改修が実施できない」となっています。

なお、耐震診断や耐震改修の申し込み件数は減少傾向にあり、旧計画期間中に耐震診断を行った住宅のうち、耐震改修を行った住宅は約4%にとどまっています。

表-8 耐震診断・耐震改修を行った住宅の状況

(単位:棟)

分類	H16-19	H20-23	H24-27	H28-R1
耐震診断を行った住宅	796	374	130	207
耐震改修を行った住宅	66	44	23	15
耐震診断+耐震改修を行った住宅	61	38	8	8
耐震診断+(想定)建て替えた住宅	84	19	8	8

※重複を含む

※「耐震改修を行った住宅」は、段階的耐震改修及び耐震シェルター整備を除く

※「(想定)建て替えた住宅」は、耐震診断一覧表で取り壊し(滅失)が確認できている建物棟数

※「耐震診断+耐震改修を行った住宅」、「耐震診断+(想定)建て替えた住宅」の年次は耐震診断を行った時期

その要因として、旧耐震住宅の多くには、高齢者が居住している可能性が考えられます。そこで、耐震診断や耐震改修を行った住宅の分布と地域ごとの高齢者(65歳以上)の人口を照らし合わせ、高齢者数に対する耐震診断や耐震改修を行った住宅の割合を算出しました。

その結果、本市の西部や南東部では高齢者数に対して耐震診断や耐震改修を行った住宅が少ない地域がありました。耐震性に問題を抱えながらも、対策を講じることができずに生活を続けているという状況が想像されるため、適切に対応していく必要があります。

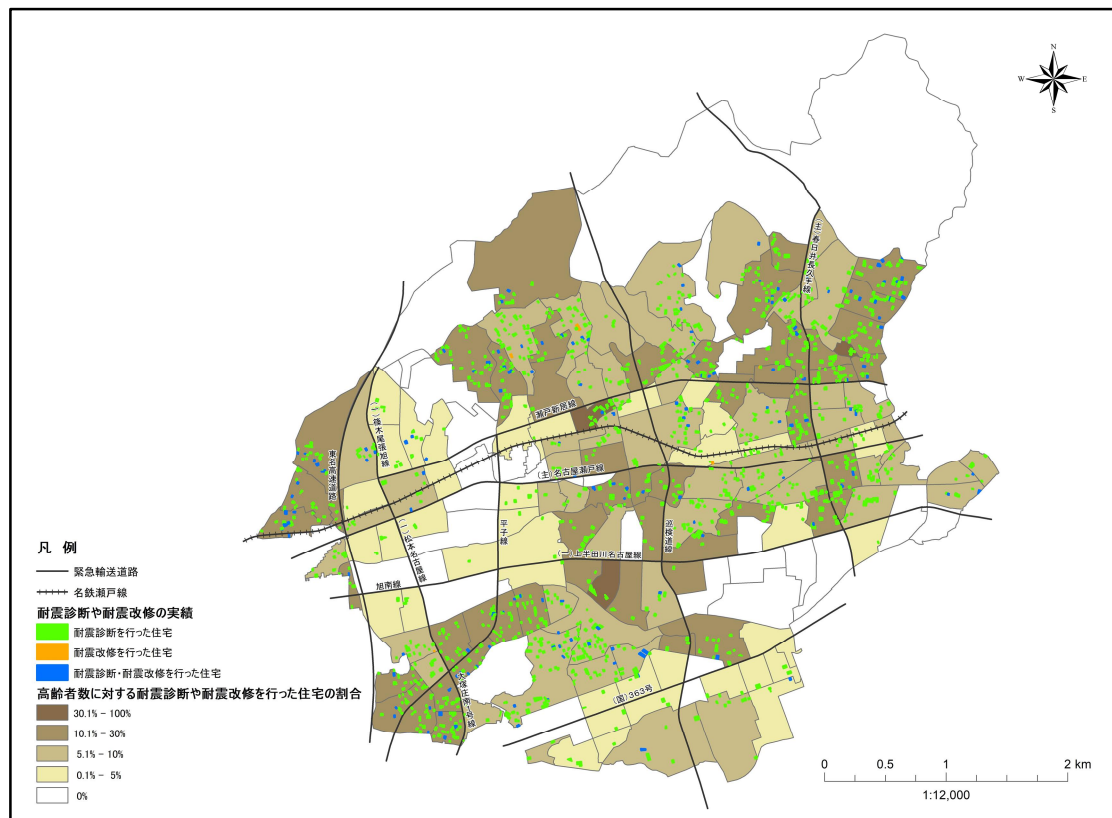


図-5 高齢者に対する耐震診断や耐震改修を行った住宅の割合

## 5.2 今後の取り組みに向けての方針

### (1) 住宅の耐震化率の目標

国の基本方針の改正や、県計画の改定の動向に沿って整合性を図りつつ、住宅の耐震化を一層推進するため、令和12(2030)年度までの耐震化の目標を95%、令和17(2035)年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

### (2) 「自助」、「共助」、「公助」の連携

耐震化を促進させるためには、「自助」、「共助」、「公助」のそれぞれが連携して対策に取り組んでいくことが重要となります。

現状における問題点を踏まえ、「公助」として耐震改修補助制度などにより耐震化の経済的な負担軽減を図るとともに、「自助」として市民一人ひとりが耐震化に対する関心を今以上に高められるような仕組みを考える必要があります。さらに、「共助」として地元組織と行政とが連携して耐震化の促進に取り組んでいくこととします。



### (3) 尾張旭市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの運用

本計画に基づき、耐震化率向上を促進させるため、尾張旭市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムにおいて、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みの進捗状況を把握・評価します。また、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力的に推進するため、適切に運用していきます。

## 6. 1. 2 耐震化・減災化促進の連携体制

円滑な住宅・建築物の耐震化・減災化促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有し的確に取り組むことが重要です。

### (1) 愛知県との連携

本計画は、地域の状況を踏まえ、愛知県建築物耐震改修促進計画との整合を図りつつ策定しており、よりの確に耐震化を推進するために、愛知県との連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化を図ります。

### (2) 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等のうち、災害応急活動に必要な建築物等、特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれるため、他の公共施設管理者と協調・連携し、円滑に耐震化を推進するものとします。

### (3) 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、愛知県、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

今後、推進協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対し、パンフレットやインターネット等による啓発・普及活動や専門家の育成等を一層推進していくものとしています。



**JUDGEくん**  
推進協議会 HP  
<http://www.aichi-jishin.jp/>

### (4) 地元組織との連携

本市では、（公社）愛知建築士会や防災リーダーの方々とは連携し、耐震診断や耐震改修、家具の固定などの啓発・普及活動を支援していきます。

また、各小学校区の自主防災組織の方々とは連携して、地域の防災力や減災力の向上に向けた取り組みを支援していきます。

## 6.2 重点的に耐震化を進める区域

旧耐震建築物（旧耐震住宅）の多い区域では、地震発生時に大きな被害が発生することが予想されます。また、地震によって全壊する建物が多く、木造建物が密集している区域では、火災の延焼による二次災害の拡大が懸念されます。

このような区域において、耐震化を重点的に促進することは、市全域で平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられることから、重点的に耐震化を進める区域（以下「重点区域」という。）を定め、耐震化の促進を図ります。

旧計画時では、「旧耐震建築物割合」、「全壊棟数割合」、「地震による人的被害」、「木防建蔽率」に基づき、重点区域を設定し、重点的に耐震化を促進してきました。しかし、耐震診断は着実に進められていますが、耐震改修まで行った住宅はそれほど多くない状況にあります。

そのため、引き続き旧計画時に設定した重点区域内での耐震改修による耐震化の促進に加え、除却工事や建て替えを促進することにより耐震化率の向上を図ります。

なお、重点区域以外の地域を見ると、前述のとおり本市の西部や南東部の地域では、高齢者数に対して耐震診断や耐震改修を行った住宅が少なく、このような地域でも積極的に耐震化率向上のための啓発を行います。

### 【重点区域の選定基準】

#### ①耐震化率向上

- ・旧耐震建築物（旧耐震住宅）が多い区域 ⇒ 旧耐震建築物割合 50%以上の区域

#### ②建物被害軽減

- ・地震による全壊数が多い区域 ⇒ 全壊棟数割合 本市の平均以上の区域

#### ③人的被害軽減

- ・地震による人的被害が多い区域 ⇒ 死者数 1人以上の区域

#### ④二次災害軽減

- ・木造建物が密集している区域 ⇒ 木防建蔽率 20%以上の区域

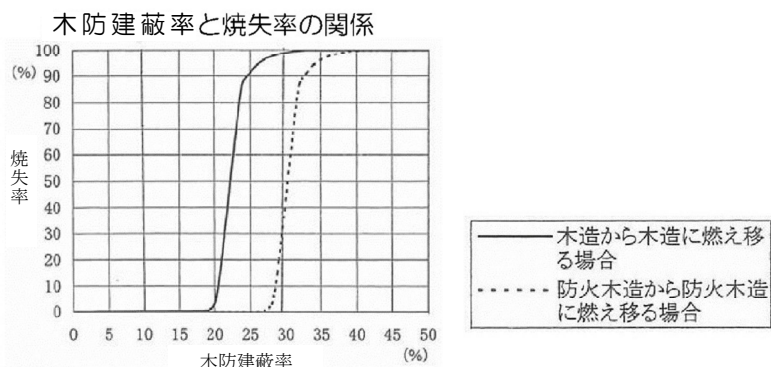
#### ■ 木防建蔽率とは

木防建蔽率とは、火災による市街地の延焼危険度を示す代表的な指標の一つで、次のように定義されます。

$$\text{木防建蔽率} = (\text{木造（防火木造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積})$$

地区面積には幅員15m以上の道路、水面・河川及び大規模空地（概ね1ha以上）は含めない

市街地の焼失率と木防建蔽率の関係については、下図のような研究結果があります。これによれば、木防建蔽率が40%を超えると延焼が拡大する危険性が非常に高く、逆に木防建蔽率が20%未満であれば延焼拡大の面で安全であるということが出来ます。



出典：建設省建築研究所作成

安全・安心住宅市街地ネットワーク会議報告書（平成15年3月 愛知県建設部）より

【重点区域】

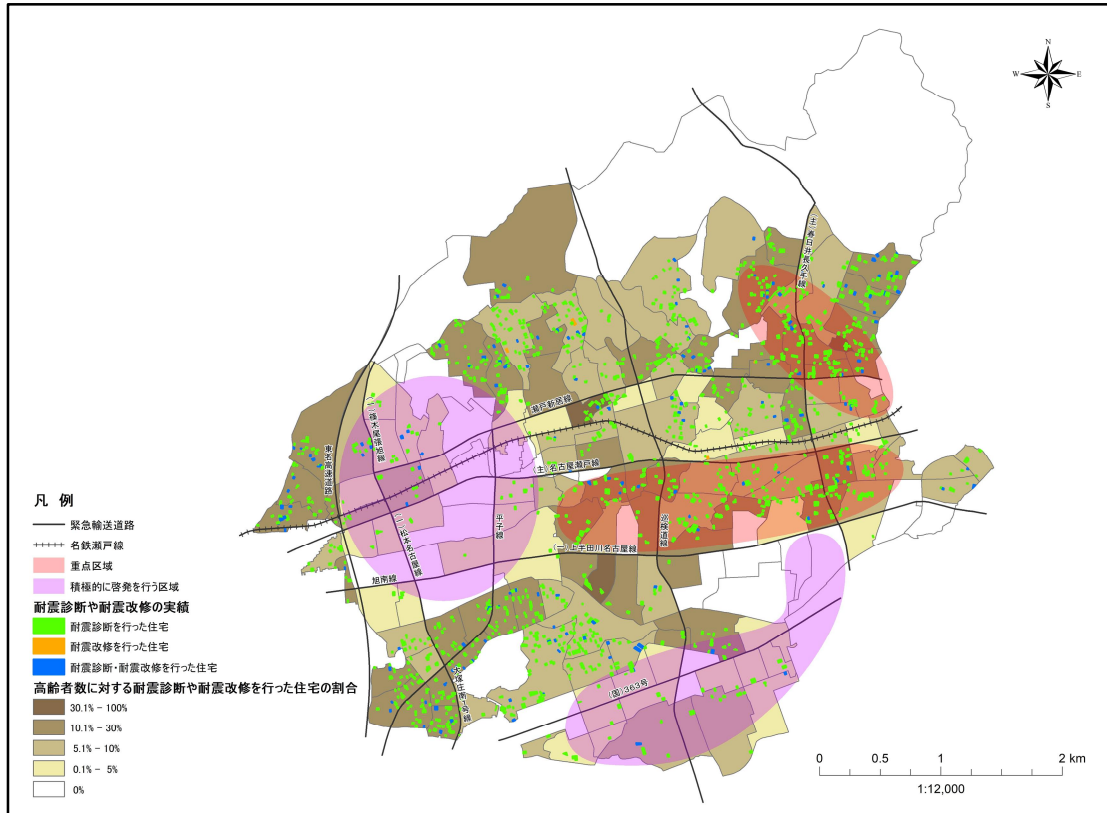
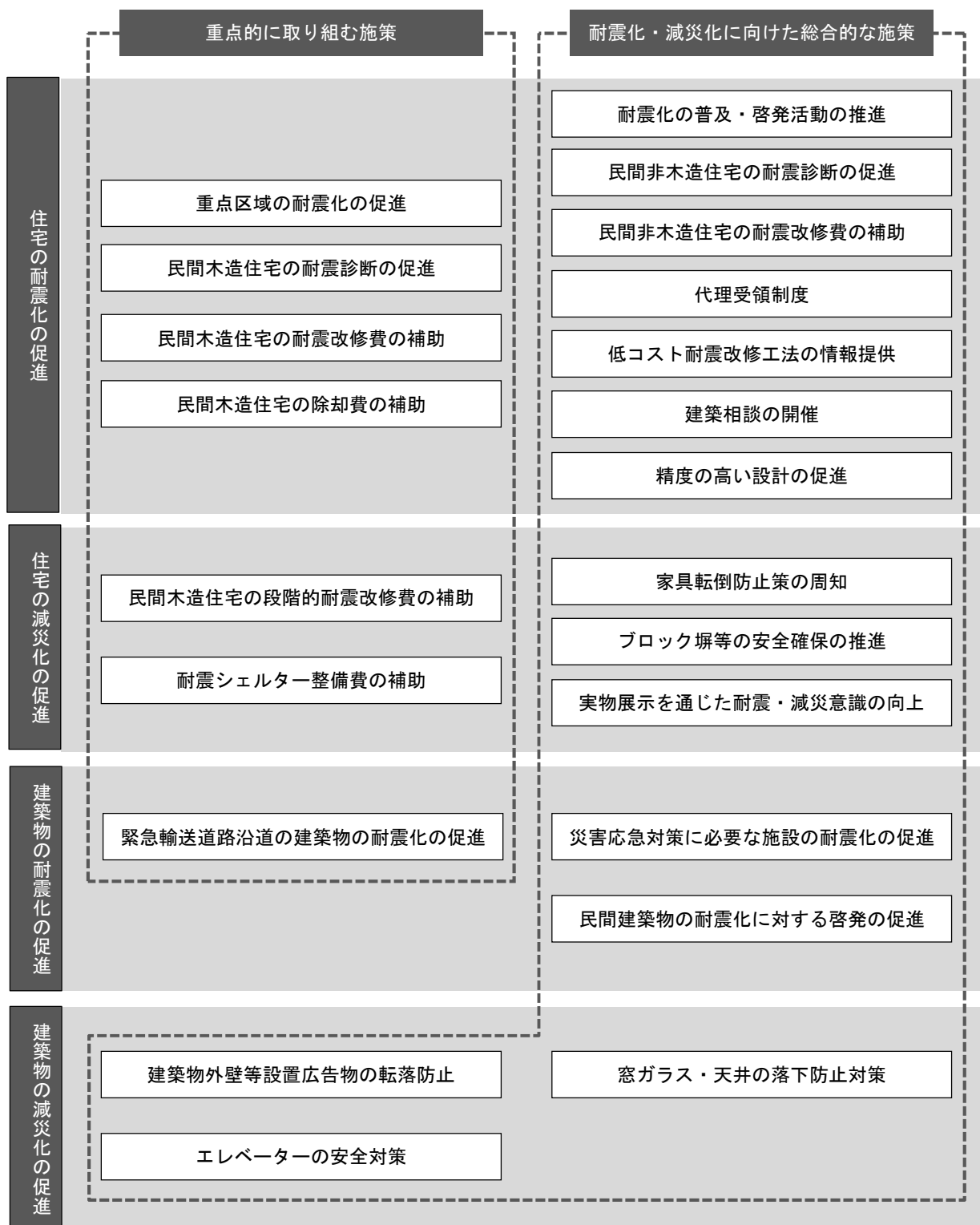


図-7 重点区域

## 第7章 耐震化・減災化促進の具体的な施策

### 7.1 施策の体系

住宅・建築物の耐震化・減災化を進めるにあたり、施策の体系を以下に示します。



## 7.2 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化を促進するためには、まず耐震診断を行い、住宅それぞれの耐震性を的確に把握する必要があります。そのために無料耐震診断や耐震改修などに係る補助制度、安全対策に関する情報などを市民に知ってもらうための普及・啓発活動に努めます。

また、耐震性がないと判断される市内の住宅は、4,212棟と推計されるため、耐震化率の向上を目指すために木造住宅の耐震化を重点的に促進していきます。非木造住宅についても、総合的施策として耐震化の促進を図ることとします。

### (1) 重点区域の耐震化の促進【重点的に取り組む施策】

重点施策として、第6章の6.2で設定した重点的に耐震化を進める区域の耐震化を促進するため、ダイレクトメールの送付や住宅所有者からの意見の聞き取りを行うなど、建築物耐震化の普及・啓発に努めます。また、住宅所有者だけでなく、子や孫の世代にも関心が広がるよう、家族が集まる時期に合わせて情報を届けるなど、より効果的な啓発方法を検討します。

区 分	内 容
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる住宅所有者へのダイレクトメール送付による耐震化の啓発</li> <li>○対象となる住宅所有者への意見の聞き取りによる耐震化ニーズの収集と普及促進</li> <li>○町内会などに出向き耐震化に関する講演を実施し、耐震化を啓発</li> </ul>

### (2) 民間木造住宅の耐震診断の促進【重点的に取り組む施策】

本市では、旧耐震基準で建築された民間木造住宅に対して無料で耐震診断を実施し、今後も耐震診断の普及に努めます。また、旧耐震基準以降（新耐震基準）で建築された民間木造住宅についても、今後、耐震診断の実施を検討します。

●民間木造住宅への耐震診断	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧耐震基準【診断対象】 次の①と②を満たす木造住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②2階建以下の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 ※賃貸・共同住宅の場合は居住者の同意があること。</li> <li>○新耐震基準【診断対象外】 ※現時点においては、市内に旧耐震基準の住宅が依然として多数存在しており、これらの耐震化を優先的に進める必要があることから、新耐震基準への対応については、今後の検討課題とする。</li> </ul>

### (3) 民間木造住宅の耐震改修費の補助【重点的に取り組む施策】

木造住宅の耐震化を促進するため、本市では、耐震改修工事費への補助を行っています。今後も補助制度の普及促進に努めます。

●民間木造住宅耐震改修費への補助	
概要	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が1.0未満と判定された住宅</li></ul> <p><b>【対象工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・判定値を1.0以上かつ耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上とする工事</li></ul>

### (4) 民間木造住宅の除却費の補助【重点的に取り組む施策】

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧耐震基準で建築された民間木造住宅を取り壊す場合の除却工事費用への補助を行います。

また、除却費の補助に必要な従来の耐震診断の代わりに「容易な耐震診断」を活用することで、危険性の高い住宅の除却を進めやすくします。

区分	内容
主な施策	<p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が1.0未満と判定された住宅</li><li>・「容易な耐震診断調査票」を用いた耐震診断において、倒壊の危険性があると診断されたもの</li></ul> <p><b>【対象工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地震による倒壊等の被害防止を目的として、全て解体する除却工事</li></ul>

#### (5) 耐震化の普及・啓発活動の推進

重点施策とは別に、2次的目標として市全域を対象とした耐震化の普及・啓発活動を推進するため、インターネットやパンフレットにより防災や耐震化について必要な情報の提供に努めます。また、耐震制度の案内文書を送付するなど啓発活動に取り組みます。

また、市民一人ひとりが、災害に対する危機意識と防災への関心を持つための取り組みとして、地元組織と連携して耐震化の必要性についての周知に努めます。

区 分	内 容
主な施策	○インターネットや広報等による建築物耐震化の情報提供 ○地元自治会を通じた耐震制度の案内文書の配布等 ○愛知県が行っているアドバイザー制度の情報提供

#### (6) 民間非木造住宅の耐震診断の促進

非木造住宅は、一般的には木造住宅よりも耐震性に優れているとされていますが、旧耐震基準で建築された住宅では耐震性に問題があるおそれがあるため、耐震診断を行う場合にその費用に対する支援を検討します。

●民間非木造住宅の耐震診断	
概 要	【診断対象】 次の①と②を満たす非木造住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅 ②戸建て住宅、長屋、併用住宅及び共同住宅 (併用住宅の場合は1/2以上が住宅であること。)

#### (7) 民間非木造住宅の耐震改修費の補助

民間非木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修に関する補助制度について研究します。また、旧耐震基準で建築された分譲マンションなどに対しても、管理組合に働きかけるなど耐震化の普及促進を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○非木造住宅（戸建て、併用住宅、長屋、共同住宅）の耐震改修費への補助の検討 ○マンション管理組合への耐震化に関する情報提供

#### (8) 代理受領制度

建物所有者等（申請者）が本市の補助金を受けて耐震等関連事業（耐震改修工事等）を行う場合に、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除され、工事等に準備する資金の負担軽減によって、補助制度の活用を促進します。

また、耐震改修を行う際に利用できる固定資産税の減額措置や所得税控除などの税制優遇措置について、分かりやすく周知します。

区 分	内 容
主な施策	耐震等関連事業費の補助金に対して、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除 ○尾張旭市民間木造住宅耐震事業費補助 ・耐震改修工事 ・段階的耐震改修工事 ・耐震シェルター整備工事 ・除却工事 ○ブロック塀等撤去工事費

#### (9) 低コスト耐震改修工法の情報提供

本市では、愛知県と協調し、耐震診断事業や耐震改修費の補助事業を行っています。しかし、耐震改修に必要な費用は増加傾向にあり、耐震化の普及促進を図る上で課題であることから、低コストで簡易な耐震改修工法の開発とその普及が不可欠となっています。

このため、低コストで簡易な耐震改修工法の情報収集に努めるとともに、建築物所有者へ情報提供することにより、耐震化の普及に努めます。

区 分	内 容
主な施策	○耐震工法の研究発表会等における情報収集 ○耐震改修希望者に対する耐震改修工法に関する情報提供 ○設計者や施工者に対する耐震改修工法の勉強会や講習会等に関する情報提供

#### (10) 建築相談の開催

地元建築士による無料建築相談を開催し、耐震診断や耐震改修を希望する市民への情報提供を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○建築相談による、耐震診断や耐震改修を希望する市民への耐震化に関する情報提供

(11) 精度の高い設計の促進

新たな補助制度として、「精密診断法」に基づく耐震改修設計に要する費用への補助を検討します。より精度の高い診断・設計を促すことで、効果的かつ合理的な耐震改修につなげることを目的とします。

区 分	内 容
主な施策	○「精密診断法」に基づく耐震改修設計に要する費用への補助の検討

### 7.3 住宅の減災化の促進

耐震性の低い住宅の全壊を防ぐため、耐震改修工事を2段階に分けて行う場合にも改修費に対する補助を行います。耐震化の促進による耐震化率の向上を図ることを優先事項としますが、耐震化が困難な住宅に対しても「最低限、人命を守る」という観点から減災化の促進を図ります。

また、地震時における家具の転倒による人的被害の発生や、避難・救援活動への支障となる住宅のブロック塀倒壊など、二次災害の発生防止にも努めます。

#### (1) 民間木造住宅の段階的耐震改修費の補助【重点的に取り組む施策】

特に耐震性に劣る住宅で、耐震改修費の負担が大きい民間木造住宅が、2段階に分けて耐震改修工事を行う場合に、工事費への補助を行い、住宅への地震による被害の軽減を図ります。

●民間木造住宅の段階的耐震改修費への補助	
概 要	<p><b>【補助対象】</b> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下と判定された住宅</p> <p><b>【対象工事】</b></p> <p>◇1段階目改修 ・判定値を0.7以上1.0未満にする耐震改修工事</p> <p>◇2段階目改修 ・判定値を1.0以上にする耐震改修工事</p>

#### (2) 耐震シェルター整備費の補助【重点的に取り組む施策】

高齢者及び障がい者世帯の住宅では、耐震化が進まない傾向にあります。このため、住宅が倒壊しても人命を守ることができる安価な手段として、寝室等の個室を補強する工法である耐震シェルター（防災ベッドを含む）の整備を促進します。

●耐震シェルター整備費への補助	
概 要	<p><b>【補助対象】</b></p> <p>①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、市が実施する無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下と判定された住宅</p> <p>②65歳以上の高齢者が障がい者が同居する世帯</p> <p><b>【対象工事】</b> ・住宅内の個室への耐震シェルター整備</p>

### (3) 家具転倒防止策の周知

地震時における家具の転倒は、死傷の原因となり、出入り口を塞ぎ、避難等に支障をきたすおそれがあります。このため、家具転倒防止に関するパンフレット等の配布などによる周知を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○家具転倒防止対策の周知・啓発

### (4) ブロック塀等の安全確保の推進

地震の際にブロック塀が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いだりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすおそれがあります。このため、ブロック塀の危険性について市民に周知を図ります。また、ブロック塀等の撤去に補助を交付し、生垣への転換には、助成金を交付することによって、減災化の促進を図ります。

区 分	内 容
主な施策	○ブロック塀安全対策の周知・啓発

●ブロック塀等の撤去工事費への補助	
概 要	<p>【補助対象】 既設のブロック塀等を全て撤去する方</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀等が道路※や公共施設の敷地に面すること</li><li>・ブロック塀等が高さ1m以上あること</li><li>・道路改良その他の公共事業の補助対象とならないこと</li><li>・尾張旭市ブロック塀等撤去工事費補助金、尾張旭市生垣設置助成金その他これに準ずるものの交付を受けたことのないブロック塀等であること</li></ul>

※本市内における住宅や事業所等から尾張旭市地域防災計画第4章第1節に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象道路とする。

### (5) 実物展示を通じた耐震・減災意識の向上

防災週間や各種啓発期間に合わせ、耐震シェルターや防災ベッドの実物を展示し、市民が直接見る機会を設けることで、地震への危機意識を高めます。

区 分	内 容
主な施策	○耐震シェルターや防災ベッドの実物展示

## 7.4 建築物の耐震化の促進

建築物は、都市機能や生活基盤の基本です。公共建築物・民間建築物を問わず、建築物を地震から守るということは私たちの生活を守ることでもあります。

このため、本市では、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断の必要性や支援策を説明するなど、指導・助言を行うことで耐震改修の促進を図ります。

### 7.4.1 市が所有する建築物の耐震化状況

市が所有する建築物は、市民が生活を営む上で重要な施設です。

本市が所有する建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で、耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない規模の建築物は、全て耐震性を満足する建物となっています。

### 7.4.2 民間が所有する建築物の耐震化促進

民間の特定既存耐震不適格建築物については、愛知県や自主防災組織等の地元組織と協力しながら本計画の周知を行い、耐震化の促進を図ります。

#### (1) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進【重点的に取り組む施策】

地震発生時に緊急車両の通行や住民の避難のために必要となる緊急輸送道路の沿道にある特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行い、耐震化の促進を図ります。

#### (2) 民間建築物の耐震化に対する啓発の促進

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断の実施と建築物の耐震改修計画の策定に努めるよう周知します。

また、所有者が耐震改修工事を実施する場合、愛知県と協力して耐震化に関する情報提供や指導・助言を行うなど耐震化の支援を行います。

## 7.5 建築物の減災化の促進

建築物の耐震化は、建物の倒壊を防ぎ人命を守るために必要な対策ですが、それだけで十分といえません。大規模な地震が発生した場合には、外壁に設置された袖看板や窓ガラス・天井の損壊・落下による被害が想定され、平成23年の東日本大震災では、ホールの天井の脱落によって死傷者が発生しました。

本市では、外壁に設置された袖看板、窓ガラス・天井の落下対策やエレベーターの停止による閉じ込め対策を推進し、減災化の促進を図ります。

### (1) 建築物外壁等設置広告物の転落防止

建築物の外壁などに設置された看板は、地震時に落下して通行人に被害を及ぼし、避難者や車両の通行の妨げになる危険性があります。

このため、看板の危険性や健全な管理の必要性の周知を図ります。

### (2) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず落下等により避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやインターネット等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

### (3) エレベーターの安全対策

地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるおそれがあります。

このため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、愛知県及び建築関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

## 7.6 耐震化・減災化に向けた国、愛知県との連携

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが重要です。

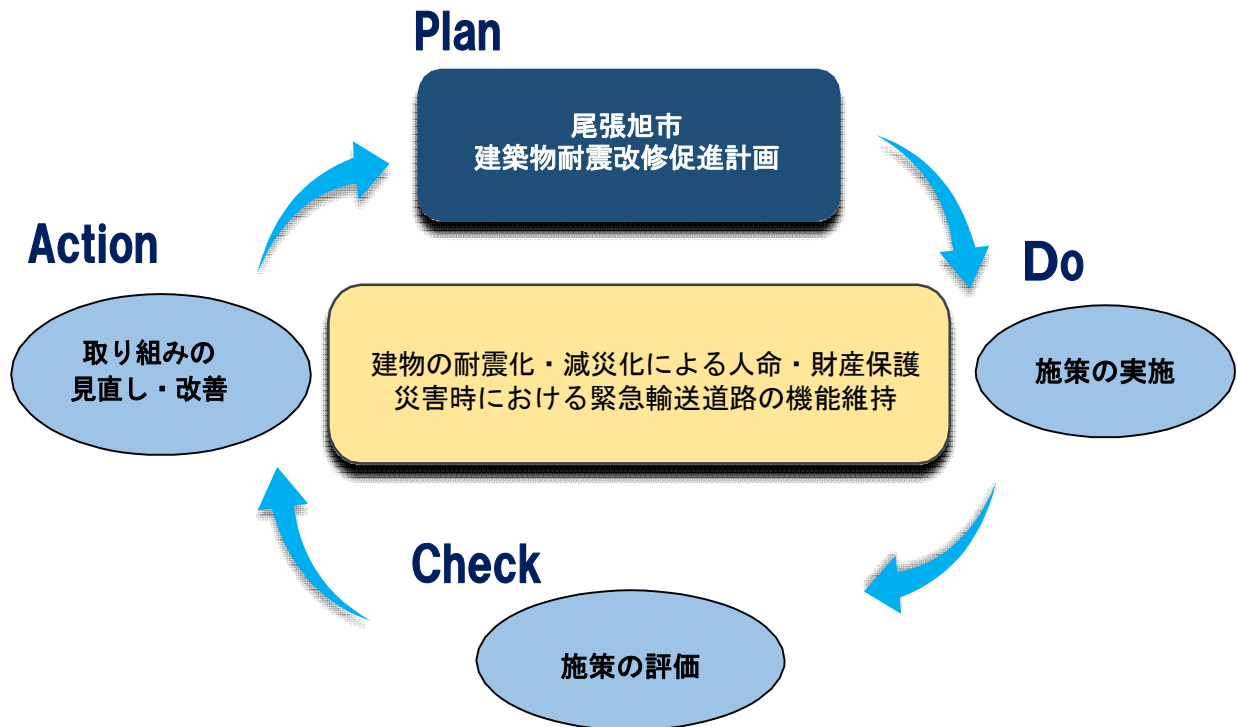
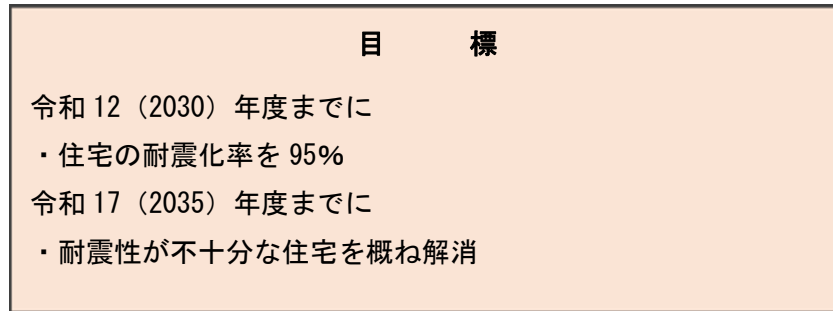
また、国や愛知県と連携を図り、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。さらに、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を実行していく必要があります。役割分担を明確にし、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組みます。



図-8 国・愛知県・市・所有者等の役割分担

今後は、国や愛知県が掲げる目標との整合を図りつつ段階的な目標を設定し、「令和 12（2030）年度までに住宅の耐震化率 95%」及び「令和 17（2035）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」という目標達成に向けて対策に取り組めます。

また、社会情勢の変化や計画の実施状況を踏まえた上で必要に応じて適切に見直しを行い、耐震化・減災化の促進を図ることとします。



## 第8章 計画達成に向けて

---

本計画を踏まえ、今後は、住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績、家屋課税台帳、住宅・土地統計調査の集計結果などを参考に進捗状況の確認を行います。

また、減災化対策として、木造住宅への耐震シェルター設置の支援や家具の転倒防止対策の啓発などを掲げています。進捗状況については、木造住宅耐震シェルター整備補助事業の実績などにより確認しつつ、必要な普及・啓発により減災化対策の促進を図ります。

多数の者が利用する建築物や危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、通行障害既存耐震不適格建築物などの特定既存耐震不適格建築物については、特定既存耐震不適格建築物台帳等により現状を把握し、進捗状況を確認しながら、解消に向けて指導・助言を行います。

なお、今回、通行障害既存耐震不適格建築物の対象となったブロック塀等については、本計画を踏まえて、今後は解消に向けた取り組みを推進します。

しかし一方で、住宅・建築物の耐震化・減災化を促進していくためには、市民一人ひとりの耐震化・減災化への関心を高める必要があります。

そのためには、本計画の啓発に努めるとともに、市民の耐震改修が促進されるような新たな補助制度の創設や補助金額の見直しをはじめ、各地域からの耐震化・減災化に関する新たな要望や提案についても計画に取り入れるよう努めます。

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進していくためには、地域における耐震化への取り組みが不可欠です。今後とも、市と地域が連携して耐震化の促進を目指します。